平成２３年（フ）第１１６６号
大阪府藤井寺市野中３丁目２番15―201号、前住所大阪府柏原市国分本町６丁目６番２号
債務者　寺田　順子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５３号
堺市北区常磐町２丁１番地４
債務者　橋本　智裕
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６０９号
大阪府松原市天美北４丁目２番12―301号、前住所大阪府松原市南新町１丁目７番６号
債務者　神田　正虎
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４１号
大阪府柏原市玉手町23番５号　ドリーム松村201、住民票上の住所奈良県御所市大字小殿524番地
債務者　和田　和子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９２号
堺市南区高倉台１丁３番４―1309号、前住所堺市南区茶山台２丁３番１―913号
債務者　粉室　利雄
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番18号
債務者　田坂　隆志
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　府営堺浅香山住宅27棟110号
債務者　万戸　友紀
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
堺市堺区御陵通１番24号
債務者　クリエイトテックこと　手島　三郎
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
堺市堺区香ケ丘町２丁９番７号
債務者　川本　恭久
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
堺市美原区小平尾192番地
債務者　松林泰衣こと　松林さゆり
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
堺市南区桃山台１丁５番３―201号
債務者　柏木アサ子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
長崎県長崎市西北町14番41号　藤田アパートB101号室
債務者　水本　澄人
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
長崎県長崎市戸石町678番地２
債務者　倉田　健史
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
神奈川県厚木市栄町２丁目７番17―402号
債務者　谷口　哲雄
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７０号
愛知県尾張旭市吉岡町３丁目２番地９　サニーハイツＡ―101
債務者　森田　尚之
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９７号
兵庫県姫路市城北新町３丁目１番15―501号西山団地、従前の住所兵庫県姫路市市川台３丁目１番地４　県公社４号棟西320号
債務者　渡辺　　宣
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１００号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷22番地21
債務者　竹本希久美（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部